

美咲町空家活用移住定住促進事業補助金のご案内

町内の空き家バンク登録物件(宅地建物取引業者が扱う物件)を、空家バンク利用登録者が購入等したものに対し、空家に関する各種補助金を、予算の範囲内において、交付申請(事前申請が必要)することが可能です。

詳しくは美咲町役場地域みらい課へお尋ねいただくか、「美咲町空家活用移住定住促進事業補助金交付要綱」にてご確認ください。

■購入費補助金

- ・ 交付対象者：①空家を購入した在住者及び移住者
②空家を購入した、いずれか一方が40歳未満である夫婦等又は15歳以下の同居養育者がいる在住者及び移住者
- ・ 補助金額：①の交付対象者は対象経費の2分の1以内(上限20万円)
②の交付対象者は対象経費の2分の1以内(上限100万円)

■改修費補助金

- ・ 交付対象者：①空家を購入した在住者及び移住者
②空家を購入した、いずれか一方が40歳未満である夫婦等又は15歳以下の同居養育者がいる在住者及び移住者
- ・ 補助金額：①の交付対象者は対象経費の2分の1以内(上限50万円)
②の交付対象者は対象経費の2分の1以内(上限150万円)

■引越し支援助成金

- ・ 交付対象者：空家の売買(賃貸借)契約をした在住者及び移住者
- ・ 補助金額：対象経費の2分の1以内(上限10万円)

■片付け支援補助金

- ・ 交付対象者：空家の売買(賃貸借)契約をした在住者及び移住者
- ・ 補助金額：対象経費の2分の1以内(上限10万円)

※美咲町では、転入等の手続きには賃貸・売買契約書が必要となりますので必ずお持ちください。

※補助金申請をされる方は、事前に必ずご相談いただきますようお願い致します。